

令和7年度戸田市職員採用試験 「大学等推薦特別選考」実施要項

令和7年7月1日

1 趣旨

この要項は、令和7年度に実施する戸田市職員採用試験において、大学、大学院、高等専門学校又は高等専門学校の専攻科（以下「大学等」という。）からの推薦を受けた者を対象とする特別選考を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 対象職種・採用人数

技術（上級土木・上級建築・上級電気）若干名

保育士（上級） 若干名

3 この特別選考の受験資格

次の(1)から(4)の要件を満たす者。

(1) 以下の受験資格を満たす者であること。

職 種	試験区分	受 験 資 格	
		年 齢	免許・資格
技術	上級土木	平成2年4月2日以降に生まれた者	—
	上級建築		
	上級電気		
保育士	上級	平成7年4月2日以降に生まれた者	保育士※1

年齢要件については、各職種で設定している上限年齢の年月日から平成20年4月1日までに生まれた者とする。

※1 上記に掲げる免許資格を採用予定日までに取得見込みの者を含む。

(2) 在学中の大学等において、申込の職種（土木、建築、電気、保育士）に関する課程を専攻している者

(3) 在学中の大学等から推薦を受けた者であること。

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない者であること。

4 推薦基準

次の(1)から(3)までの全ての要件を満たす者のうち、大学等の学部長又は学科長その他これらに相当する職にある者（※1）（以下「学部（科）長」という。）が推薦する者

(1) 戸田市の求める人材像（※2）にふさわしい資質と能力を有するとともに、学業成績が優秀であると学部（科）長が認める者

(2) 在籍している大学等を令和8年3月31日までに卒業（修了）見込みであって、同年4月1日から戸田市に確実に勤務できると学部（科）長が認める者

(3) 大学等の卒業又は修了後に戸田市職員となることを第一志望とする者

※1 その他これらに相当する職にある者

大学院における研究科長又は専攻長、高等専門学校における学科長又はコース長、高等専門学校専攻科における専攻科長又は専攻長等

※2 戸田市の求める人材像

柔軟な考えを持ち、自ら行動できる職員

5 推薦の人数

- (1) 技術(上級土木) 各大学等において、2名までとする。
※大学：学部・学科（コース）と研究科から各2名の推薦を行うことは可能。
※高専：学科と専攻科から各2名の推薦を行うことは可能。
- (2) 技術(上級建築・上級電気) 各大学等において、1名までとする。
※大学：学部・学科（コース）と研究科から各1名の推薦を行うことは可能。
※高専：学科と専攻科から各1名の推薦を行うことは可能。
- (3) 保育士 各大学等において、2名までとする。
- (4) 志望者 1名につき出願できる職種は1つとする。

6 出願方法

- (1) 推薦を希望する者は、令和7年7月に公告する「令和7年度 戸田市職員採用試験「大学等推薦特別選考」受験案内」(以下「受験案内」という。)を確認し、①**戸田市職員採用試験「大学等推薦特別選考」エントリーシート（様式1）**を作成した上で、必要書類の作成を大学等に依頼する。
- (2) 大学等は、推薦を希望する者を取りまとめ、第4項各号に定める基準により、被推薦者を決定する。決定後は、被推薦者に推薦が決まった旨を連絡し、推薦に必要な②**戸田市職員採用試験「大学等推薦特別選考」推薦書（様式2）**及び③**成績証明書（大学等で定める様式による。）**を被推薦者に交付する。
- (3) 大学等から連絡を受けた被推薦者は、インターネット経由で戸田市職員採用試験「大学等推薦特別選考」に申込みとともに、上記①～③の出願書類を郵送により、戸田市に提出する。
なお、提出は簡易書留によるものとし、封筒表面に「大学等推薦特別選考推薦書在中」と朱書きすること。

7 試験日程

次の(1)から(3)までの日程により、試験を順次実施する。

- (1) 1次試験
時期：9月 内容：適性検査
- (2) 2次試験
時期：9月 内容：適性検査及び面接試験
※ 試験の日程はあくまで予定であり、試験の合格者に対して別途通知する。
- (3) 3次試験
時期：10月下旬～11月中旬 内容：面接試験

8 試験結果の通知

試験の可否については、受験者全員及び推薦を行った各大学等へ通知するとともに、戸田市職員採用ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 その他

- (1) この要項に記載されていない事項については、受験案内の内容のとおりとする。
- (2) この試験に合格した者であっても、令和8年3月31日に推薦を受けた大学等を卒業又は修了できず、同年4月1日から本市に就業することができない者については、その合格及び採用を取り消す。